

京都市長選挙啓発活動支援事業 応募要項

1 支援内容・応募資格について

(1) 支援対象

次に掲げる事項を全て満たす事業とします。

ア 若年有権者が京都市長選挙（以下「当該選挙」という。）へ関心を抱き、その投票参加を促す事業

（例）街頭啓発、シンポジウム、学習会

イ 支援金の交付の決定を受けた日から当該選挙の執行日までの間に京都市内で実施される事業

ウ 学生団体が自ら企画、実施する事業であること

※以下に該当する事業は支援対象としません。

- ・ 選挙の公正を損なう恐れのあるもの
- ・ 京都市の他の補助金、助成金、支援金等を受けているもの
- ・ 宗教活動又は営利を目的とするもの
- ・ 破壊行為又は暴力的活動を目的とするもの
- ・ 特定の思想の普及を目的とするもの
- ・ 公序良俗に反するもの

※この他、選挙管理委員会が主体となって実施することが不適切とされている以下の事業についても支援対象としません。

- ・ いくつかの質問に答えることで解答者の考えと近い政党や候補者を提示する投票マッチング（ボートマッチ）サイトの構築運用
- ・ 投票したことで商品の割引やノベルティグッズ等を得らえるなど、経済的利益を目当てに投票を促す事業

(2) 支援金額

1事業10万円を上限に、事業計画等に基づき金額を決定します。

(3) 支援総額

20万円（予算の範囲内で支援団体を決定。1団体2事業まで応募可。）

(4) 応募資格

次に掲げる事項を全て満たす団体とします。

ア 京都市内に所在する大学、短期大学に在籍する学生が構成員の過半数を占めていること

イ 規約、定款等を整備し、団体の意思決定、金銭出納について定めていること

ウ 過去1年以上団体としての活動実績を有すること

(5) その他の条件

- ア 事業実施に当たっては、京都市選挙管理委員会事務局と入念な打ち合わせを行い、選挙の公正な執行に協力すること
- イ 当該選挙の執行日から15日以内（令和6年2月19日（月）まで）に、実績報告書等を提出すること

2 募集について

(1) 募集期間

令和5年11月6日（月）～11月27日（月）午後5時（厳守）

(2) 応募方法

次の書類を作成し、直接「8 応募・問合せ先」まで持参して提出してください。

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 収支予算書（第3号様式）
- エ 規約、定款等
- オ 過去1年以上団体としての活動実績を証する書面等

- ※ この他、必要に応じて追加で資料等の提出をお願いすることがあります。
- ※ 応募書類提出時、事業内容についての説明を求めますので御対応ください。
- ※ 御提出いただいた書類は返却しません。
- ※ 個人情報については、京都市選挙管理委員会事務局において責任を持って管理し、当事業においてのみ使用します。

3 審査について

応募書類及び提出時のヒアリングに基づき審査を実施します。

審査に当たっては、次の観点から総合的に判断し、支援の適否を決定します。

- ア 若年有権者に投票参加を促す効果的な啓発事業であるか。
- イ 事業内容が具体的で実現可能か。提案事業を遂行できる体制が整っているか。予算案と事業内容に整合性があるか。
- ウ 事業内容に学生ならではの視点が取込まれているか。

4 審査結果について

全ての応募者に対し、文書により、支援金の交付及び交付予定額又は不交付について通知します。

5 支援金について

(1) 支援金の使途

ア 対象事業を実施するために直接必要な次の経費に使用できます。

項目	内 容
諸謝金	外部協力者に対する謝金等
通信運搬費	郵送料や宅配便代金等
消耗品費	文具類、封筒及び紙の購入費等
印刷製本費	事業のチラシや報告書の作成・印刷経費等
広告費	事業周知のためのポスター及び広告の掲出料等
賃借料	イベント会場等の使用、機材のレンタル料等
保険料	団体構成員のボランティア保険料、事業のイベント保険料等
その他経費	イベントステージの設営工事の委託料等

イ 次の経費は支援金から支出することはできません。

- ・ 人件費（講演等の講師や外部協力者に対する謝金を除く。）
- ・ 飲食費（事業実施に要する食材料費を除く。）
- ・ 交際費
- ・ 交付対象事業の参加者に係る旅費及び交通費
- ・ 必要性の認められない経費
- ・ 領収書がない経費

(2) 支援金の支払い方法等

支援金は、実績報告書類審査後に支援額を確定し、支払います。ただし、特に必要があると認めるときは、支援金の交付決定後に交付予定額の半額を支払い、実績報告書類審査後に支援額が確定した後、支援金額から既に支払った金額を差し引いた金額を支払います。

6 決定の取消し等について

次のいずれかに該当するときは、支援金交付の決定を取消し、又は支援金額を変更することがあります。また、既に受け取った支援金があるときは、全額又は一部の返還を求めます。

(1) 事情変更による決定の取消し

ア 天災等、交付の決定後に生じた事情により、事業を継続することができない、又は継続する必要がなくなった場合

イ 団体の責任に帰すべき事情によらない場合で、事業の遂行に必要な手段を使用することができない、支援金以外の経費を負担することができない等事情により、事業を遂行することができなくなった場合

(2) 不正等による決定の取消し

- ア 虚偽の申請、報告等、不正の手段により支援金を受けようとした場合、又は受けた場合
- イ 支援金を他の事業に使用した場合
- ウ 本要項に掲げる条件等を満たさない場合
- エ 事前に承認を受けずに採択事業の内容を大幅に変更したとき
- オ 定める期日までに実績報告書の提出がない場合

7 スケジュールについて（予定）

募集開始	令和5年11月6日（月）
申請相談	随時（来庁される際は事前に御一報ください。）
募集締切り	令和5年11月27日（月）
審査	令和5年11月下旬～12月上旬
支援金の交付・不交付の決定通知	令和5年12月11日（月）まで
事業実施	支援金交付決定通知受領後～選挙期日
実績報告書提出締切り	選挙期日から15日以内 （令和6年2月19日（月））
支援金支払い	実績報告書類を審査のうえ、支援金交付金額を 確定し、支払う

8 応募・問合せ先

○京都市選挙管理委員会事務局

（所在地）：〒604-8571

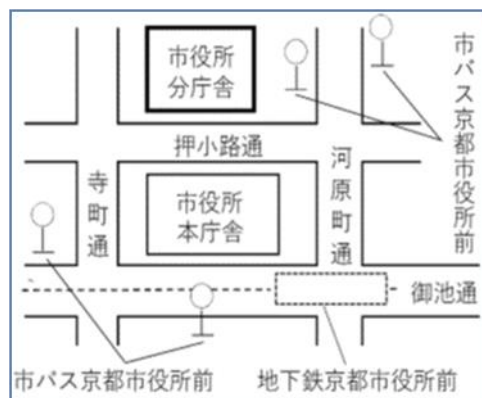
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 分庁舎1階

電話：075-222-3589

（担当者）後藤・浅井

【アクセス】



京都市営地下鉄 東西線 「京都市役所前」 駅下車